

《特別講演》

人と動物のあるべき関係とは—動物福祉の考え方を深化させる—

What is the desirable relationship between humans and animals?: elaborating the idea of animal welfare

伊勢田 哲治

京都大学文学研究科 准教授

Tetsuji Iseda

Associate Professor, Graduate School of Letters, Kyoto University

606-8501 京都市左京区吉田本町京都大学文学研究科

Yoshida honmachi, Kyoto-shi, Kyoto 606-8501 Japan

メールアドレス: iseda213@gmail.com

動物倫理とは人間と動物の関係はどうあるべきかを考えるアカデミックな分野である。この分野の、とりわけ哲学系の研究者による議論では以下でも簡単に触れるような理由により「動物の権利」論が優勢である。しかし、世界各国における動物関連法制や規制の背景となっているのは、「動物の権利」と対立するところを持つ「動物福祉」論の方である。この落差の理由はいくつかあるけれども、動物福祉という考え方は、哲学研究者が求めるような形で考え方として整理されていない、ということが挙げられる。本稿では哲学者からみて動物福祉という考え方についてどのようなことが欠けているように見えるのかを紹介し、それを補うためにどのような工夫が(これもまた哲学者の観点から見て)ありうるのかを紹介していきたい。

なお、「動物福祉」と一口にいても、日本語では福祉、福利、ウェルフェア、英語ではwelfareとwell-beingなど、よく似たものを指すさまざまな概念がある。これらの概念はさまざまに使い分けられるが、本稿ではすべて「福祉」で統一する。日本語の「福祉」には老人や障害者などの弱者への配慮というニュアンスがかなり強くついてしまっているが、ここではそういうニュアンスはないことだけ断っておく。

1 さまざまな「動物愛護」

(この節の記述についてより詳しくは伊勢田2017<sup>1)</sup>を参照。図1も同論文のものを転載している。)

動物愛護、と一口に言っても非常に多様である。まず、キリスト教、仏教、神道など、さまざまな宗教が、それぞれに動物にまつわる考え方や教義を持つ。近代における動物愛護運動は19世紀のイギリスに起源を持つが、キリスト教との関係はそれほど直接的ではなく、動物や子供たちといった、それまであまり注意を向けられていなかった存在の痛みや苦しみに意識が高まったことが引き金となってい

るようである。その後、19世紀末には日本にも動物愛護運動の波が訪れて愛護団体が結成されるが、日本では「愛護」という言葉に象徴されるような情操教育を中心とした独自の路線へと進んでいく(そしてこれも仏教や神道が直接影響しているかというところ必ずしもそうでないのがややこしいところである)。20世紀後半には、動物への配慮のあり方について、「アニマルライツ」、すなわち動物の権利運動と「アニマルウェルフェア」すなわち動物福祉運動という2つの大きな流れが登場した(これとの比較でいえば、それまでの運動は「伝統的動物愛護運動」とでもよぶことができるだろう)。動物の権利運動がロジックとしては人権運動の延長線上で動物にもある種の権利を認めよという運動であったのに対し、動物福祉は動物実験や畜産といったそれぞれの業界にかかわる研究者たちが中心となって進めてきた。動物の権利運動が動物実験や集約的畜産業(いわゆる工場畜産)の全廃を求めたのに対し、あくまでそうした産業そのものは維持しつつ、科学的な見地にもとづいて福祉への配慮を進めていこうというのが動物福祉の運動である、という対比の仕方も可能であろう。

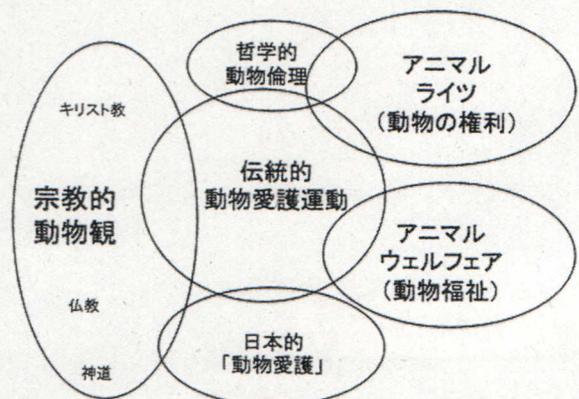


図1 動物愛護の多様性

## 2 哲学的動物倫理学

哲学的動物倫理学は、これらのさまざまな運動、とりわけ伝統的動物愛護運動や動物の権利運動と無関係ではないながらも、独自の視点から人間と動物の関わりについて考えてきた。哲学の一分野としての倫理学は、われわれは何をなすべきか、われわれはどう生きるべきか、ということを中心に原理・原則にたちもどって検討することを一つの特徴とするが、哲学的動物倫理学は、そうした考え方を人間と動物の関わりにも応用したものと見ることができる。そして、倫理学での議論の特徴として、筋を通すことが重んじられ、また一般に宗教的な前提は、その宗教を受け入れない人にとってはまったく意味をなさないということで避けられる。逆に、自然科学の見解は哲学的議論でもおおいに用いられる。

では、動物倫理学では、人と動物の関係の原理原則としてどのような選択肢が考えられているのだろうか。分類の視点はいろいろありうるが、ここでは以下のような3つに整理したい。まず、動物への配慮はあくまで人間にとってそれがどれだけ役立つかという観点からなされる、という考え方がある。伝統的にはカントをはじめ多くの哲学者がこれに類する立場をとってきたが、現在はほとんどいない。第二に、動物もそれ自体として配慮されなければならないが人間ほどではない、という方向の考え方がある。古典的動物愛護運動や動物福祉運動はこの路線に近い。第三は、動物も人間も同じ基準で考えなければいけない、人間に対してしてはならないことは動物に対しても(正当な理由なく)してはならない、という立場である。動物の権利運動はこの考え方に近いし、「筋を通す」ということを重視するならば、「同じ基準で考える」というのは非常に素直な選択肢でもある。

哲学的動物倫理学では、たとえばどのような考え方をするか、簡単な例を挙げてみたい。「なぜヒトには人権を認めるのに、他の動物には同様の権利を認めないのか?」と(たとえば動物の権利運動に好意的な人が)尋ねたとき、その問いに対して「ヒトには〇〇という能力があるから」という答えを返したとしよう。この〇〇に入るものの候補はいろいろある(言葉で話せる、倫理というものが理解できる、自分を律することができる、等)。しかし、この答えに対しては、すぐさま「でもその能力を持たないヒトの個体も人権を認められるではないか。」という反論が返ってくる(幼児や認知症患者などを考えれば)。あるいは、最初の問いに「ヒトと他の動物は異なるゲノムを持つから」と答えたとすると、それに対しては「ゲノムの違いというのはしょせん遺伝情報の違いではないか。そんなものに何か倫理的な意味があるのか。そもそもヒトの中では遺伝的差異による差別を固く禁止しているではないか」といった答えが予

想される。「人間に対してしてはならないことは動物に対しても(正当な理由なく)してはならない」という考え方は、議論の場ではかなり強力である。

他方、こうした「筋を通す」ことが求められる議論の場では動物福祉の考え方は不利である。その第一の理由として、動物福祉は歴史的にも現場の実践の中で発展してきたため、さまざまな現場の文脈の間で必ずしも整合性がとれていない、ということがあげられる(それだけではないが)。本稿で試みるのは、動物福祉についての考え方を哲学的な動物倫理学の文脈でさまざまな疑問に答えられるような形で、ある程度整理、洗練していくことである。

## 3 動物福祉の歴史

動物福祉の運動は、動物実験をめぐる問題と畜産動物をめぐる問題のそれぞれについて進められてきたが、この二つの領域での取り組みは、あまり相互の連絡なく進められてきた(伊勢田2015<sup>2)</sup>)でより詳しい紹介を行っている)。

まず実験動物については、主な出来事を簡略に年表にまとめるなら以下のようなになる。

### ・実験動物福祉関連年表

- 1959 ラッセル=バーチ『人道的実験技術の原理』
- 1975 シンガー『動物の解放』
- 1978 スミス『動物実験へのオルタナティブ』
- 1981 シルバースプリング事件
- 1985 アメリカ動物福祉法改正
- 1986 イギリス 動物(科学的手続き)法
- 1993 EUにおいて動物実験を行った化粧品の宣伝を将来的に禁止する指令(以後、EUで継続的に規制強化が進む)
- 2005 日本 動物愛護法に3R原則が明記
- 2009 EUリスボン条約に動物福祉が盛り込まれる
- 2013 動物実験をした化粧品のEU内での全面禁止指令

ラッセルとバーチが3R原則(replacement, reduction, refinement)を公表したのは1950年代(Russell and Burch 1959)<sup>3)</sup>だが、当時はあまり注目された様子がない。1975年に哲学者ピーター・シンガーの『動物の解放』が出版され、その1つのテーマとして実験動物が取り上げられたことで、情勢は変化しはじめる。1978年のデヴィッド・スミスの著書(Smyth 1978)<sup>4)</sup>で3R原則が再度取り上げられ、次第にこの考え方が広く知られるようになっていく。1981年にはシンガーの影響を受けた動物の権利の活動家が動物実験を行う研究者を告発したことは研究者たちに大きなインパクトを与えた(シルバースプリング事件)。こうした動きをうけて各国で法律

や規制の整備が行われたが、とりわけ1985年のアメリカ動物福祉法の改正は、「ヒト以外の霊長類の心理的福祉 (psychological well-being)」への配慮が法律の中に書き込まれた点で注目に値する。1990年代以降はEUが動物福祉関連の指令(法律ではないが、加盟国はこれに沿った法律を制定することを求められる)を次々に採択し、2009年にEUの基本条約として締結されたリスボン条約でも動物福祉への配慮が書き込まれた(リスボン条約のtitle 2 article 13の条文を以下に仮訳する。「欧州連合の農業、漁業、運輸、域内経済、研究・技術開発および宇宙政策を定式化し実施する上で、連合と加盟国は、動物が有感生物であることをふまえ、動物の福祉上の要請に十全な注意を払うが、その際に、とりわけ宗教儀式、文化的伝統および地域の遺産に特にかかわる加盟国の法的・行政的規定と慣習を尊重する。」  
<http://register.consilium.europa.eu/doc/srv?l=EN&f=ST%206655%202008%20INIT>)。日本では2005年の動物愛護法改正の際に3R原則にあたるものが明記され、またそれに付随するさまざまなガイドラインが制定されたが、欧米に比べれば研究者の自主的な取り組みにまかされている部分が非常に大きい。

次に、畜産動物福祉についても主な出来事を年表にまとめる。

・ 畜産動物福祉関連年表

- 1964 ハリソン『アニマルマシーン』
- 1965 ブランベル委員会報告
- 1975 シンガー『動物の解放』
- 1970年代 イギリスの家畜動物諮問委員会 (FAAC) が現在流通する「5つの自由」(five freedoms) の原型を提示
- 1993 FAACの後継組織家畜動物福祉協議会 (FAWC) による「5つの自由」のリストの公表
- 2009 EUリスボン条約に動物福祉が盛り込まれる
- 2012 バタリーケージのEUでの禁止指令(他の同様の指令も相次いで採択されている)

畜産動物福祉の運動の出発点となったのはイギリスでジャーナリストのルース・ハリソンが出版した『アニマルマシーン』という書籍である(Harrison 1964)<sup>5)</sup>。これによってイギリスの人々はそれまでのどかな畜産業のイメージと異なる新しい集約的畜産業が進行していることを知る。それについてイギリス議会の諮問をうけて調査を行ったのがブランベル委員会である。この報告書は、本稿で使っている意味での「動物福祉」という概念をおそらく初めて明確に規定し、家畜に認められるべきさまざまな「自由」を列挙した点など、畜産動物福祉の歴史にお

いて重要な報告書となっている。1975年のシンガーの著作は畜産動物の現状も大きな問題の1つとしてとりあげ、世間の注目をこの問題に集めた。イギリスの家畜動物諮問委員会(FAAC)は政府と独立性を保ちながら政府に対して助言を行う機関であるが、この団体と、その後継団体である家畜動物福祉協議会(FAWC)が、家畜に認められるべき自由の内容として5つの自由(後述)を定式化した。とりわけ、1993年に公表されたバージョン<sup>6)</sup>が現在でも広く畜産動物福祉の基本的考え方として流通している。畜産動物福祉についてもEUのリスボン条約で言及されているほか、バタリーケージ(ニワトリの集約的な飼育のためのケージで、ハリソンやシンガー以来、家畜の劣悪な環境の代表例としてしばしば言及されてきた)の禁止など、さまざまなEU指令が採択されている。3R原則と異なり、5つの自由にあたる内容は日本の動物愛護法ではままとった言及はなされておらず、畜産動物については動物愛護法を補完するようなガイドラインも存在していない。

このように、欧米ではEUのリスボン条約などを機に、実験動物と家畜動物の福祉を統合的に扱いはじめているものの、具体的な規制は個々の案件ごとに行われている。それに対し、日本では実験動物福祉も家畜動物福祉も欧米に比べてかなり対策がゆっくりにあり、動物福祉政策の進展のバランスもあまりとられていないことが分かる。

#### 4 動物福祉のさまざまな考え方

さて、それでは動物福祉とは具体的にどういう考え方だろうか。まず「動物福祉とは何か」という話の文脈でしばしば言及される「5つの自由」を確認する(ここでは1993年のバージョンを使う)。

- ・ 飢え、渇き、栄養不良からの自由
- ・ 温度と物理的環境における不快からの自由
- ・ 痛み、負傷、病気からの自由
- ・ 恐怖、抑圧からの自由
- ・ 自然な行動をする自由

これらをできる限り確保することが(とりわけ畜産動物の)福祉を高めることになるというわけである。これらとの関わりでもう1つよく登場するのが「環境エンリッチメント」である。これは1990年代ごろから多様な分野の動物福祉のキーワードとして使われるようになってきた。これは、飼育動物の飼育環境を向上させることが5つの自由の実現につながるという意味で、5つの自由の考え方と対立するものではなく、補いあうものだと考えることができるが、次の「5つの領域」の考えにつながるような要素もすでに含まれている。環境エンリッチメントの

具体的な内容として、NPOのShape of Enrichmentでは社会的、認知的、物理的、感覚的、食物的エンリッチメントの5つのカテゴリーに分類している(Shape of Environmentの環境エンリッチメントの定義についてのウェブサイト

[http://www.enrichment.org/miniwebfile.php?Region=About\\_EE&File=overview.html&NotFlag=1](http://www.enrichment.org/miniwebfile.php?Region=About_EE&File=overview.html&NotFlag=1)).

しかし、動物福祉とは何かという問題については、5つの自由の概念が提案されて以降も検討がすすめられている。特に動物福祉学を専門とするデヴィッド・メラーは影響力のある提案を多く行っている。その代表的なものとして、5つの自由を拡張した「5つの領域」(five domains)という考え方がある(Mellor 2016)<sup>7)</sup>。5つの自由は苦痛や不快などネガティブなものを取り除くことに重点があるが、1990年代以降の動物福祉の研究においては、楽しみや快樂など、動物のポジティブな体験も調べられるようになってきた。それにあわせて、動物福祉の取り組みでも、ただネガティブなものを取り除くだけでなくポジティブなものを促進していく方向に向かうべきだ、というのがこの提案の趣旨である。5つの領域は図のように整理される。

表1 メラーの5つの領域の分類

物理的・機能的領域				情動的経験領域
生存関連因子		状況関連因子		5精神状態
1栄養	2環境	3健康	4行動	

まず大きな区分として物理的・機能的領域と情動的経験領域が分けられる。前者はさらに個体の生存に関わる因子と、行動に関わる状況的な因子とに分けられ、最後に生存関連因子が「栄養」「環境」「健康」の三つに分類される。これに「行動」と「精神状態」を加えた5つがメラーの5つの領域である。5つの自由は、これらのそれぞれの領域で重視されるべき項目の一部となる(1対1に対応しているわけではない)。プラスアルファされるのは、基準点を超えて幸福度を高めるポジティブな取り組みである。たとえば、「環境」についていえば、5つの自由で求められるのは狭いケージや不適切な温度管理を見直すことだが、自然の生息環境に近づけていくといった、5つの自由では求められないような取り組みもまた「環境」の福祉に含まれる。こうしたメラーの提案をうけて、世界動物園水族館協会(WAZA)は動物福祉の基本方針として5つの領域の考え方を採用している("Caring for Wild Life: The Zoo and Aquarium Animal Welfare Strategy" (2015) pp19-20.[http://www.waza.org/files/webcontent/1\\_public\\_site/5.conservaion/animal\\_welfare/](http://www.waza.org/files/webcontent/1_public_site/5.conservaion/animal_welfare/)

WAZA%20Animal%20Welfare%20Strategy%202015\_Portrait.pdf).

メラーはさらに、5つの領域を補完する考え方として「動物福祉目標」(animal welfare aims)や動物の「生の質」(quality of life)といった考え方も導入している。前者は、5つの領域が包括的になりすぎたため、動物福祉において心にかけるべき目標を簡単な文章にまとめたものである(Mellor 2016a)<sup>8)</sup>。また、動物の生の質(QoL)というのは、総合的に見て福祉がどの程度達成されているかを「生きるに値しない生」から「よい生」までの5段階で評価する指標である(Green and Mellor 2011)<sup>9)</sup>。こうした補助的手段も充実していくことで、動物福祉の概念は、かなり深められつつある。

## 5 哲学者がみた動物福祉

さて、以上のような方向で動物福祉の取り組みが進展し、考え方自体も深められているということを哲学系の動物倫理学者が見たとき、こうした進展自体は高く評価しつつも、いくつか不満がのこるのも事実である。まず、5つの自由であれ5つの領域であれ、そもそもそれを「動物福祉」という言葉で総称する理由はなんだろうか。これらを統合するような上位の概念はないのだろうか。また、それとも関連するが、人間の「福祉」と動物の「福祉」は同じものを指しているのだろうか、それとも違うものを指しているのだろうか。同じものつもりであるとすれば、本当に同じものなのか、という吟味が必要になるだろうし、違うものを指しているのであれば、なぜ同じ言葉を使うのか、を検討しなくてはならない。第三には、どういう意味で福祉という言葉を使っているのであれ、なぜその意味での「福祉」が大事なのか、という問いもまた生じる。これはもちろん前の問いと無関係ではない。人間の「福祉」と動物の「福祉」が同じものを指す言葉なら、動物の福祉を大事にする理由も「人間の福祉を大事にしなくてはいけないのと同じ」と答えられる。第四に、実際の取り組みについては、動物実験福祉、畜産動物福祉、動物園動物福祉など、領域ごとにさまざまな取り組みがあるけれども、全体としての整合性はとれているのだろうか、という疑問が生じる。

以下では、これらの問いを、「人間の福祉と動物福祉の関係」という論点と「動物福祉の統合性」という論点に整理して少し考察する。

### 5-1 人間の福祉と動物福祉の関係

(本節での議論についてより詳しくは伊勢田2008第5章<sup>10)</sup>を参照。)

人間にとって福祉とは何か、ということ自体、哲学的倫理学で長らく論じられてきたテーマである。

ここではあまり深入りする余裕はないけれども、簡単にどうということが考えられてきたかを紹介する。

人間の福祉について、もっともシンプルな考え方は、心地よい経験をする(不快な経験をしないこと)が福祉なのだ; という「快樂説」という考え方である。しかし、たとえば電氣的に脳に刺激を与えて快樂を感じさせる装置があったとしてもそれが福祉の向上になるとは考えにくく、福祉=快樂というのはあまり説得力がない(と哲学者は論じてきたが他の人にきくと意見が違うかもしれない)。そこで、もう少し広い意味で「望みがかなうこと」が福祉だ、という「選好充足説」という立場が登場した。快樂説との大きな違いは、たとえば電氣的に快樂を刺激されることをわれわれが望まないならそれは福祉ではない、と言えるという点や、遺言が実行されることなど、われわれが直接経験できないものもわれわれの福祉となりうる、という点がある。

しかし、「望みがかなう」ことが福祉だということも、いろいろ考えると単純には言えなさそうである。たとえば本人が望んでやっていることが実際には健康を害する(タバコなど)というような場合、本人の望むとおりにやらせることがその人の福祉の向上になっているかは疑問である。そこで、客観的リスト説と呼ばれる立場が登場した。これは、福祉というのは、健康、収入、社会生活など、客観的指標で測れるものだという考え方である。この立場の強みは、本人の意向に左右されないで社会政策などに取り入れやすいという点である。しかし他方、何を福祉の項目にリストアップするか基準が不透明な点が批判の対象となる。いかなる意味でも本人が望んでいない(望むと思えない)ものがリストに入っていた場合それは本当に福祉といえるのだろうか。

以上のような哲学的な立場の対立がある中で、では人間の福祉とは結局なんだろうか。筆者自身の「おとしどころ」は、選好充足説と客観的リスト説の中間あたりである。単に今その人が望んでいるものが福祉ではなく、ある程度リーズナブルな情報と推論能力の下でその人が望むものが福祉である(タバコの害についてよく理解し、禁断症状などに左右されず冷静に考えることができる状態でその人がタバコを吸いたいと望むかどうか、など)という考え方は、単純な選好充足説の問題点のいくつかを回避できる。それでも政策的には客観的リストの方がなお使いやすいが、それもここで言うような意味での選好と何らかの関わりがあることが大事である。たとえば、もしタバコの害についてみんなよく理解し、冷静に考えた上でタバコを吸うことをみんなが望むなら、喫煙もまたある意味健康よりも重要な価値として客観的な福祉の指標に組み込むべきだろう。

動物の福祉についても実は似たような対立する

考え方は存在する(Duncan and Frazer 1997; 伊勢田2008第5章)<sup>10, 11)</sup>。まず、動物の福祉を痛み、苦痛、不快の除去をベースに考える「快樂説」と呼べる立場がある。もう少し洗練された考え方として、動物本人が何をを選ぶか(動物福祉学では「選好テスト」や「動機テスト」と呼ばれる手法を使う)を動物福祉の基礎とする「選好充足説」がある。人間の福祉における客観的リスト説にあたるのは、「機能充足説」や「本性説」と呼ばれる立場である。機能充足説は健康や生理学的指標など、客観的に測れる指標で福祉をとらえる考え方であり、本性説は、その動物本来の行動をとれることが福祉である、という考え方である(家畜であっても、伝統的飼育環境で自然に出る行動が出ることは本性説の観点からは福祉の向上であり、狭いケージでそういう行動が出ない、出せないことは福祉に反することになる)。

このような哲学的な議論と前節で見たような5つの自由・5つの領域の考え方を比べると、「快樂説」「選好充足説」「機能充足説」「本性説」などを対立するものととらえるのではなく、全部列挙する形で一つのリストにしていることが分かる。たとえば、5つの領域と比較すると、「精神状態」が快樂説、「環境」のよしあしの判断に選好テストが使われるので選好充足説、「栄養」や「健康」が機能充足説、「行動」が本性説と(完全にではないが)対応している。このように、対立する考え方をそのまま対立させるのではなくひとつのリストにするというやり方は、哲学者からすれば問題をごまかしているように見えなくても、そもそも哲学的に対立するさまざまな説が、どれもわれわれの「福祉」についての考え方のある側面をとらえていると考えるなら、けっして筋のとおらないことではない。

さて、以上のような比較からどのようなことが言えるだろうか。そもそも人間の福祉について成り立つ議論が動物についても成り立つとは限らない。脳に直接刺激を与えて快樂を感じさせる装置は福祉にはならないと人間なら感じるかもしれないが、他の動物が同じように思うかどうかは不明である。選好充足説は遺言のような本人が直接経験しないものまで扱えるが、動物についてそこまで考えに入れる必要があるどうかは分からない。

さて、このような比較が大事なものは、なぜ動物の福祉を大事にしなくてはならないか、という根拠にかかわってくるからである。伝統的動物愛護運動以来、「動物も人間と同じように苦しむのだから、人間の苦しみを配慮しなくてはならないなら、動物の苦しみも配慮しなくてはならない」というシンプルなロジックが動物愛護運動を支えてきた。動物福祉運動もその延長線上にあるなら、人間の福祉とまったく違うものであっては困る。もちろん、その場合でも、

きちんとした理由(人間について成立するなんらかの条件が動物について成立しないなど)が示せれば福祉の具体的な内容がずれることはかまわない。

ただ、人間の場合まったく候補にもあがらない「本性説」が福祉に含まれるのは若干の違和感がある。人間について、文明生活が始まる前の自然な行動ができることが「福祉」だと言うことはまずないだろうが、だとしたら、他の種についてそれに類することを「福祉」と見なすのはなぜなのか。1つの答えとしては、本性的な行動が自然に出ることがその個体の他の意味での福祉(ストレスの削減など)に貢献するから本性的行動は大事、という答え方はあるだろう。

## 5-2 さまざまなカテゴリーの動物福祉の統合性

哲学者が動物福祉の実践を見たときに気になるもう1つの点が、さまざまなカテゴリーの動物の間でも、動物福祉の考えが一貫性を持って適用されているように見えないということである。たとえば3R原則と5つの自由はどのような関係にあるのだろうか。実験動物について5つの自由という概念が使われないのは、彼らには自由が必要ないということなのだろうか(もちろん、近年の環境エンリッチメントの取り組みで5つの自由にあたるものが実質的に促進されてはいるのだが)。他方、畜産動物の扱いには3R原則に類する制約は必要ないのだろうか。たとえば、畜産動物の数をできるだけ削減する取り組みとか、大豆ミート等で代替できるものは積極的に代替を推し進める政策などは、3R原則を単純に畜産動物に当てはめるならすぐにおもいつくことであるが、それが畜産動物福祉の目標として掲げられているように見えない。

他方、畜産動物と展示動物(動物園などの動物)については5つの自由、5つの領域などの考え方が共にあてはめられている。しかしここでも具体的な適用内容はとても同じとはいえない。展示動物の福祉が5つの自由を超えて積極的に快適さや幸福を増やす方向に進んでいる(だからこそ5つの領域という考え方をWAZAも積極的に取り入れた)のに対し、畜産動物については5つの自由すらも十分に満たされているとはいえない。

さらに、伴侶動物や使役動物(使役動物といえれば典型的には荷馬車の馬などを指すが、ここでは盲導犬や麻薬捜査犬など高度な訓練に基づいて活動する動物を主に想定している)の福祉はここでいうような5つの自由や3R原則にのっとって考えられているのだろうか。仮に5つの自由がこれらの動物にも当てはめられるとして、求められる自由の度合いは畜産動物や動物園動物と同じなのだろうか。さらには5つの自由に配慮していれば伴侶動物のイヌを実験に使ったり食用にしたりしても虐待にはならない

のだろうか。違うとしたらそれはなぜなのか。

動物福祉の統合性を考えるとき、もう1つ問題になるのが野生動物の扱いである。そもそも野生動物の福祉は配慮すべきなのか、配慮すべきだとしてその基準は実験動物や畜産動物と同じなのか。たとえばマウスを猫に生きたまま捕食させる実験が仮に計画されたとしてもまず認められないが、野外で同じことが起きるのは問題ないのだろうか。その野生動物が「害獣」など、駆除すべき動物に分類されるような場合も同じなのか。害獣用のわなの多くが恐怖や苦痛を与える仕組みになっているがそれでいいのか？

以上、動物福祉の統合性にまつわるさまざまな「疑問」を列挙した。とはいえ、これらの疑問について哲学的動物倫理学の視点を使えば何か「正解」のようなものが出てくるのかといえそうというわけではない。この問題に限らず、価値や倫理のからむ問題について「正解」を求めるのではないものねだりである。われわれはいろいろな対案を考慮しつつ自分(自分たち)が納得できる「一つの答え」を探すしかない。哲学にできるのは、その際に頭を整理する手助けや、見落としがちな視点を指摘することである。

たとえば、近縁の種であっても実験動物、伴侶動物、畜産動物などのカテゴリーに応じて配慮すべき「福祉」の内容が変化する、というような現象を理解する手がかりとして、関係的倫理と中立的倫理という区別を利用することができる。関係的倫理とは、自分と相手の関係に根拠を持つような責任を指し、親が子供をきちんと養育する責任、隣近所で助け合う責任、担任教師や主治医といった役割に応じて発生する役割責任などが典型的な関係的倫理である。これに対し、中立的倫理とは、関係がどうかにかかわらず発生する義務や責任を指し、相手の人権に配慮する義務がこの典型である(すなわち、親しい相手でも見知らぬ赤の他人でも同じように相手の人権には配慮しなくてはならない)(動物倫理にこの関係倫理の考え方が一部あてはめられるのではないかということは、クレア・パルマーという倫理学者がすでに指摘している(Palmer 2010)<sup>12)</sup>。ただしパルマーが考えているのは、野生動物と家畜という対比においてなぜ家畜に対して特別な責任が生じるか、についての説明を関係的倫理を使って行う、ということであって、家畜化された動物のカテゴリーごとの違いまでは踏み込んでいない。

さて、では動物福祉は関係的だろうか、中立的だろうか。伝統的動物愛護運動や動物の権利論は、「動物は苦しみを感ずる存在である」といった、動物そのものの持つ性質からその動物に対してどういう配慮が必要か、を導き出すのは中立的倫理の考え方である。中立的倫理をとるならば、野生動物や害獣でも配慮の対象となる(野生動物でも同じように苦

しむ以上、同じようにその苦しみを避ける責任がわれわれに発生する)。動物福祉の考え方も、基本的なところでは中立的倫理であるように思われる。実験動物や家畜の福祉に配慮すべきだ、というとき、その動物が(原因が何であるかにかかわらず)苦しんでいるということ自体が理由だというなら、それは中立倫理的な考え方である。しかし、「飼育や実験や屠畜などの場面でその動物をわれわれが苦しめているからこそ、その苦しみに対して配慮する責任がわれわれに発生する」という言い方になってくると、われわれとその動物の関係の要素が入り込んでくる。また、実験動物、畜産動物、展示動物、伴侶動物、使役動物、野生動物等のカテゴリごとにわれわれが配慮しなくてはならない「福祉」の方向性が異なるとか、福祉の方向性は同じだけれども求められる程度が違うというなら、それは、少なくともその部分においては関係的倫理である。

この関係的倫理という考え方を、人間と実験動物の関係にどうあてはめられるか、もう少し考えてみよう。3R原則が指し示すのは、端的に言って実験動物は理想的には存在しない方がいいという考え方である。さもなければ、実験に使われる動物の数の削減や他の手段での代替が無条件に福祉の向上と捉えられるのは意味をなさない。これは、動物実験というものが、一般に実験に供される動物個体自身にとって何の利益にもならず、負担のみがあるということを考えれば、不自然な考え方ではない。しかしわれわれは実験動物なしで済ませられる理想的な世界には住んでおらず、そこで人間と実験動物の間の(動物たちにとっては不幸な)関係が発生する。この関係を結んだことが人間の側に動物への責任を生み、だから3つのRや環境エンリッチメントでその必要悪を最小限にする必要が生じる。これは、動物に対しての責任であるとともに、動物実験を必要とする社会から研究者がその仕事を委託されているのだと考えるなら、その関係をできるかぎり適正なものとするのは社会に対する責任でもある(そして、これもまた「委託」という関係から発生する関係的倫理である)。

ここで提案したのは、つまり、現在実践されている動物福祉の取り組みは、図2に示すような「二階建て」の構造だと考えると理解しやすい、ということである。動物福祉の取り組みの根っこには、伝統的な動物愛護運動から受け継がれた、「動物もまた苦しむ」というシンプルな事実をもとにした、中立的な倫理がある(そしてこの部分は何のタイプの飼育動物にもあてはまるし、野生動物にもあてはまる)。しかし、実験動物、畜産動物、展示動物といったそれぞれのカテゴリに特有の福祉の内容はその動物と人間との関係性にも依存するところが大きく、関係的倫理の面がある。だからこそ3R原則は畜産動物

について当てはめられるのをきかないし、実験動物について5つの自由が主なトピックとなっていない。

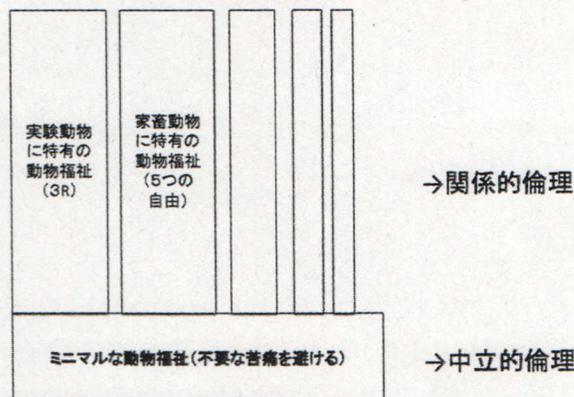


図2 関係的動物福祉の概念図

こうした整理で動物福祉の現在の実践についての整理はできるが、動物福祉は関係的倫理で本当か、というのはまた別の問題である。さらには、人間に対する倫理と動物に対する倫理が違いすぎるのではないかという問題もある。人間の場合は人権などの中立的倫理でまず人間関係の基本が作られ、それを補完するような形でさまざまな人間関係に由来する関係的倫理があるけれども、動物福祉の現在の取り組みにおいては、あらゆる動物に対して共通して配慮しなくてはならない事項というのは最小限で、尊重されるべき福祉の内容からして分野ごとに定められている。このように、人間の福祉と動物福祉の扱いの差は大きい、最初の方で紹介したように、それを議論で正当化するのは大変難しい。

もう1つ指摘すべきは、関係的倫理をとったとしても、やはり3R原則を畜産などに拡張しない理由はよく分からない、ということである。畜産も、動物自身にとって利益がなく負担が大きいという点は動物実験と変わりがない。であれば、畜産についても削減や代替を押し進める責任が人間の側に発生するのではないだろうか。これについては、畜産動物は適切に飼育すれば食べられる前にけっこう幸せな生活を送るから利益がないとはいえない、といった答え方もありうるだろう。そうした答えを深めていくことで、何を根拠にどういう福祉を大事にする責任が発生しているのか、ということへのわれわれの理解は深まって行くだろう。

## 6 まとめ

本稿では、哲学者が「動物福祉」という概念について現在論じられていることや現在の動物福祉についての取り組みを見たときに気になることを整理した。哲学者としては「動物福祉」という考え方をできるだけシンプルなものにし、その適用にも一貫性を持たせたい。しかし、現実に一貫させることが難しいものにつ

いて、なぜそうなっているかを考える上では、関係的倫理という概念を使って「なぜ一貫性がないのか」を筋をとおして説明するものひとつのやり方である。

本稿を通して、「福祉」というものを考える上でこうした視点もある、ということを知っていただければ幸いである(本稿は、静岡実験動物研究会平成29年度大会講演「人と動物のあるべき関係とは—動物福祉の考え方を深化させる—」(2017年9月29日)および人と動物の倫理研究会第五回研究会発表『動物福祉』概念の哲学的再検討(2017年10月28日)をもとにし、両発表への質問・コメントをふまえて加筆したものである。コメントをいただいたみなさんに感謝の意を表したい)。

## 文献

- 1) 伊勢田哲治：社会における動物実験研究者の情報発信の役割—よりよい双方向コミュニケーションのために—。実験動物技術, 52巻1号：25-31, 2017.
- 2) 伊勢田哲治：動物への倫理的配慮, 「動物福祉の現在—動物とのよりよい関係を築くために(上野吉一, 武田庄平編)」, 3-15頁, 農林統計出版, 2015.
- 3) Russell, W.M.S. and Burch, R.L.: The Principles of Humane Experimental Technique. Methuen & Co., 1959.
- 4) Smyth, D.: Alternatives to Animal Experiments. Scholar Press, 1978.
- 5) Harrison, R.: Animal Machines, The New Factory Farming Industry. Stuart & Watkins, 1964.
- 6) Farm Animal Welfare Council (FAWC): Second Report on Priorities for Research and Development in Farm Animal Welfare, 1993.
- 7) Mellor, D.: "Updating animal welfare thinking: moving beyond the 'five freedoms' Toward 'a life worth living'", Animals 6 (3) (online journal), 2016.
- 8) Mellor, D.: "Moving beyond the "Five Freedoms" by Updating the "Five Provisions" and Introducing Aligned "Animal Welfare Aims", Animals 6 (10) (online journal), 2016a.
- 9) Green and Mellor: "Extending ideas about animal welfare assessment to include 'quality of life' and related concepts" New Zealand Veterinary Journal 59 (6) pp. 263-271. 2011.
- 10) 伊勢田哲治：動物からの倫理学入門, 名古屋大学出版会, 2008.
- 11) Duncan, I. J.H. and Frazer, D.: "Understanding Animal Welfare", chapter 2 of M. C. Appleby and B. O. Hughes (eds.), Animal Welfare, CABI Publishing, 1997.
- 12) Palmer, C.: Animal Ethics in Context. Columbia University Press, 2010.